

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

令和8年3月31日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課 電 話 072-924-9362 (直通) F A X 072-922-3786
--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）の規定により、下記のとおり、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

### 【指定の取消し対象事業者】

- ・法人名 株式会社介護センター福
- ・代表者 代表取締役 寺田 博美
- ・所在地 八尾市福万寺町南四丁目 47 番地の 7

### 【指定の取消し対象事業所名称及び所在地】

- ・事業所名 ヘルパーセンター福
- ・所在地 八尾市福万寺町南四丁目 47 番地の 7
- ・サービスの種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
- ・指定年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- ・事業所番号 2715501363

### (1) 取消年月日

令和 8 年 4 月 7 日

### (2) 指定を取り消す理由

その他福祉に関する法律の違反（法第 50 条第 1 項第 10 号）

一体的に運営している指定訪問介護事業所において、指定の取消し処分に相当する介護保険法に違反する行為が認められた。

### (3) 指定の取消し事業者に対する経済上の措置

なし